

九州南西海域工作船事件

本庁警備救難部管理課補 機による追跡のほか、巡視佐官時代の平成13（2001）年12月21日、その日からの攻撃、不審船は、夜遅くに退行し、年の瀬の金曜日でもあったので、同僚と誘い合って本庁の近くで飲んでいました。日付が変わってしばらくした頃に携帯電話が鳴りました。「不審船出沒」の連絡でした。慌ただしく本庁に駆け戻り、その後数日間不眠不休となる不審船対応が始まりました。

後に北朝鮮の工作船と断定された不審船の九州南西海域における巡視船・航空処マニユアル」による自衛

隊との連携強化▽海上保安庁法改正による武器使用要

件の見直し▽高速特殊警備船の整備▽巡視船艇の防弾

は、目を覆うばかりの不出来の状況でした。

が威嚇のための船体射撃を行ってから、それが報道機関により配信されるまで僅か10数分であったと記憶しています。

・武器等の装備強化——などさまざまな不審船対策を強化して

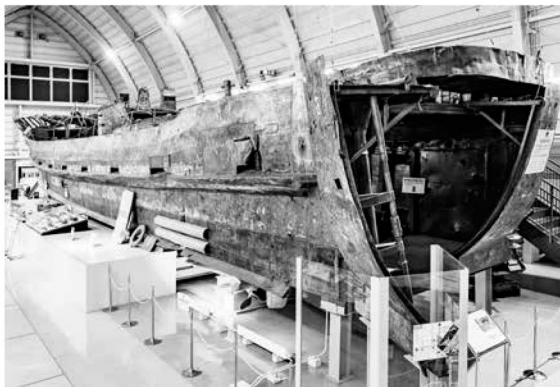
重ねながら訓練を重ねるうちに、その練度も徐々に上がっていったのでした。事件当日の本庁対策本部内

もちろん、巡視船・航空機による停船命令、正確な威嚇射撃、証拠収集活動として行った現場画像・映像の撮影等の現場対応も、それまでそれぞれの部署で繰り返されてきた訓練の成果です。不審船を二度と逃がさないという意識が組織全体で共有されていたと思います。

そして、そのような新しい装備やマニユアルに

傷者が出たとの連絡を受けた時に一時騒然となった瞬間がありました。外は訓練の時と変わらない様子で作業が進められていました。

また、そのような訓練の成果として、報道機関への迅速な情報提供も可能となったのです。現場の巡視船



オンラインミュージアムに展示されている工作船

現場、本部、本庁で繰り返し実施していたので

また、そのような訓練の成果として、報道機関への迅速な情報提供も可能となったのです。現場の巡視船

（第45代海上保安庁長官）
11つづく

不審船を逃がさない意識共有